

奈良県労働会館使用規則及び奈良県産業会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十二号

奈良県労働会館使用規則及び奈良県産業会館管理規則の一部を改正する規則

(奈良県労働会館使用規則の一部改正)

第一条 奈良県労働会館使用規則(昭和二十七年十月奈良県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「会館」を「奈良労働会館」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中和労働会館の休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。

第四条第一項中「労働会館使用申込書」を「奈良県労働会館使用申込書」に改め、同条第三項中「労働会館使用承認書」を「奈良県労働会館使用承認書」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(使用料の後納)

第五条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める場合は、国又は地方公共団体が使用する場合であつて、館長が後納することについてやむを得ないと認めるときとする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

奈良県労働会館使用申込書	
年 月 日	
奈良 奈良県 労働会館長 殿 中和	
申込者 住 所（〒 ー ）	
氏 名 電 話 〔団体の場合には、その所在地〕 及び名称並びに代表者の氏名〕	
奈良 奈良県 労働会館を使用したいので、次のとおり申し込みます。 中和	
催し、会議等の名称	
使 用 内 容	
使用日及び使用区分	年 月 日（ 曜日） 時～ 時 ・ ・ ・（ 曜日） 時～ 時 } （ 日間） ・ ・ ・（ 曜日） 時～ 時
使 用 施 設	大会議室（A・B） 会議室（A・B・C） 小会議室（1・2・3）
使 用 設 備	要 否
予 定 入 場 者 数	人
使 用 責 任 者	住所（〒 ー ） 氏名 電話
支 払 方 法	
※ 使 用 料	
備 考	

注1 該当事項には、○印を付けてください。

2 ※印欄には、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

奈良県労働会館使用承認書	
第 号	
年 月 日	
殿	
奈良	
奈良県 労働会館長 印	
中和	
奈良	
年 月 日付けで、申込みのありました奈良県 労働会館の使用について は、次のとおり承認します。中和	
催し、会議等の名称	
使 用 内 容	
使用日及び使用区分	年 月 日 (曜日) 時～ 時 ・ ・ ・ (曜日) 時～ 時 } (日間) ・ ・ ・ (曜日) 時～ 時
使 用 施 設	大会議室 (A・B) 会議室 (A・B・C) 小会議室 (1・2・3)
使 用 設 備	要 否
予 定 入 場 者 数	人
使 用 責 任 者	住所 電話 氏名
施 設 使 用 料	円
承 認 条 件	

(奈良県産業会館管理規則の一部改正)

第二条 奈良県産業会館管理規則(平成二十二年三月奈良県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「大ホール、」の下に「大ホール控室、」を、「いう。）」の下に「設備等」を加え、同項第二号中「大ホール等以外の施設」を「特別会議室」に、「前三月」を「前六月」に改める。

第一号様式中
「~~会議室~~(1・2) ~~中会議室~~ ~~大会議室~~ ~~特別会議室~~」を「
(使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり)」

~~大会議室~~ ~~特別会議室~~」に、「否(使用日ごとの使用設備等は、別紙のとおり)」を「~~否~~」に改め、同様式の注2を削り、同様式の注3を同様式の注2とする。

第五号様式中
「~~会議室~~(1・2) ~~中会議室~~ ~~大会議室~~ ~~特別会議室~~」を「
(使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり)」

~~大会議室~~ ~~特別会議室~~」に、「否(使用日ごとの使用設備等は、別紙のとおり)」を「~~否~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する条例(平成二十九年十二月奈良県条例第二十二号)第二条の規定による改正前の奈良県産業会館条例(平成二十二年三月奈良県条例第四十九号。以下「旧産業会館条例」という。)別表の一の1の表に規定する大ホール、大ホール控室、展示ホール及び屋外展示場並びに旧産業会館条例別表の一の2の表に規定する大会議室及び特別会議室の使用の申込みをし、又は使用の承認を受けている者に係る第二条の規定による改正前の奈良県産業会館管理規則(以下「旧産業会館管理規則」という。)により提出されている第一号様式による奈良県産業会館使用申込書及び旧産業会館管理規則により交付されている第五号様式による奈良県産業会館使用承認書であつてこの規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ第二条の規定による改正後の奈良県産業会館管理規則により提出し、又は交付されているものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧産業会館条例別表の一の2の表に規定する会議室1及び

2並びに中会議室の使用の申込みをし、又は使用の承認を受けている者に係る旧産業会館管理規則により提出されている第一号様式による奈良県産業会館使用申込書及び旧産業会館管理規則により交付されている第五号様式による奈良県産業会館使用承認書であつてこの規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ第一条の規定による改正後の奈良県労働会館使用規則（以下「新労働会館使用規則」という。）により提出されている第一号様式による奈良県労働会館使用申込書及び新労働会館使用規則により交付されている第二号様式による奈良県労働会館使用承認書とみなす。